

平成 30 年 7 月 27 日

林野庁長官 沖 修司 様

長野県長野市若里 4 丁目 1 7 番 2 0 号

SEMコンサルティング

代表 小林 英勝

下北郡佐井村大字長後字牛滝川目 1 3 1 番の疑問点について（質問）

当該土地は、明治 2 3 年に行われた「地押調査」の結果作成された、「長後村ノ内拾番 字牛滝川目全字ノ内弐号 明治 2 3 年 6 月調製 製図者小堅虎太郎 村長小島留彦」の図面では、1 3 1 番、山林として、その所在が明記されています。（法務局に旧公図として照会していただければ、原本確認ができます。）その後、昭和 1 5 年 6 月 5 日に、1 3 1 番、面積 4 9 5 ㎡、山林、所有者坂井長之助名義で保存登記されています。

その後、昭和 5 5 年 9 月 2 9 日付で、国土調査の成果として、1 3 1 番 1（1,439 ㎡）と 1 3 1 番 2（388 ㎡）に分筆登記がなされています。（登記現況参照）

しかし、驚くことに、明治 3 6 年の縫道石国有林境界査定図其 4 には、1 3 1 番は、国土調査の結果として分筆となった土地と同様に、二つに分かれて記載されています。

明治 3 6 年の境界査定は、明治 3 3 年の、国有林野測量規程第 5 条、「境界査定官吏は予め地租改正の当時及び土地丈量の際調製したる書類図画・・・を調査し・・・」との規定により実施されますので、明治 2 3 年の全字図を基本として行われなければならない、また、これによらなければ、立会人等の了承は得られないことは自明であります。

では、土地丈量の際調製したる図面では 1 筆とされているものを、どのような手段により、国土調査と同一の 2 筆に分けて査定ができたのでしょうか。

しかも、国土調査後は、2 筆の合計で 1,934 ㎡となり、保存登記時と比べて、誤 4 倍の土地となっています。

このような大きな変更があるにも関わらず、明治 3 6 年の査定図と国土調査の結果が一致する事は、有り得ないことであると考えますが、いかがでしょうか。

時系列で見れば、①明治23年の丈量、②明治36年の境界確認、③昭和15年の保存登記、そして、④昭和50年代の国土調査となります。

そして、形状は、①③が1筆、②④が2筆となっています。

このことから判断すると、②が作成されたのは、③の後、④の前と考えざるを得ません。

何故、地籍の管轄部署でない大林区が、この様な、境界査定を行えたのか、そして、2筆に分筆して、地番を付すことができたのかを、明確な根拠及び資料を示してお教えいただくようお願いいたします。

回答は文書で、平成30年8月 日までにお願いします。